

ASAHI NEWS

令和6年2月13日
第167号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■■■ 2月の主な予定 ■■■

税務・会計

2月 1日～3月15日令和4年分贈与税の申告

2月16日～3月15日令和4年分所得税の確定申告書

※固定資産税の納期限(第4期)

(納期限は各都道府県の条例で定められております。関連する各都道府県にお確かめください。)

経営・経済

2月 7日：景気動向指数速報発表(内閣府)

2月 7日：米貿易収支発表(商務省)

2月15日：GDP速報値発表(内閣府)

2月21日：貿易統計発表(財務省)

2月27日：全国消費者物価指数発表(総務省)

2月29日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



「住宅取得等資金、結婚・子育て資金の贈与に係る非課税措置の見直し」

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、及び、直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、令和6年度税制改正において見直しが行われました。本号では、その内容についてご説明いたします。



住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置(案)

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置における「省エネ等住宅」の要件の一部が見直しとなります。

| | 現 行 | 改 正 案 |
|-----------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 省エネ等住宅の要件 | 断熱等性能等級4以上、又は、一次エネルギー消費量等級4以上 | 断熱等性能等級5以上、かつ、一次エネルギー消費量等級6以上(※1、2) |
| | 耐震等級2以上又は免震建築物 | 改正なし |
| | 高齢者等配慮対策等級3以上 | 改正なし |

※1 下記の住宅については、現行の要件のままとなります。

- ・ 令和5年12月31日以前に建築確認を受けた住宅
- ・ 令和6年6月30日以前に建築された住宅

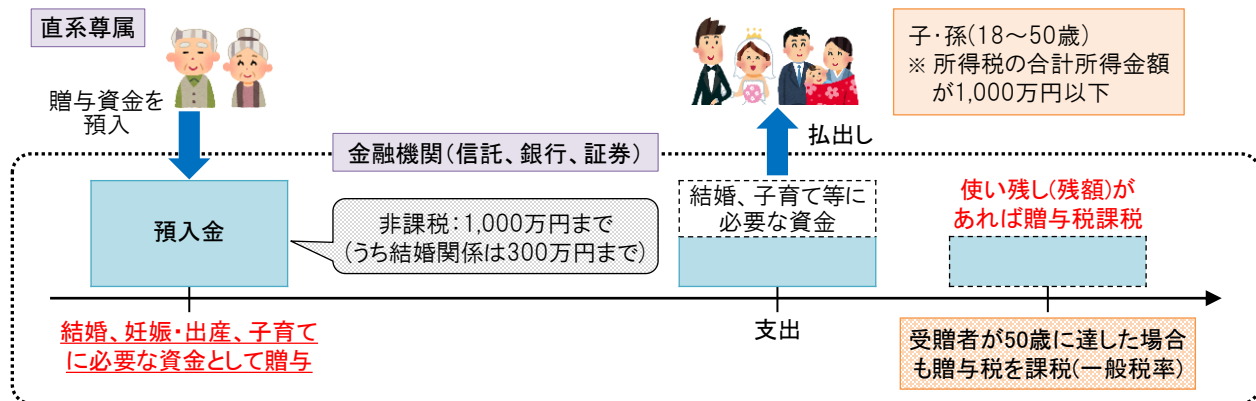
※2 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下、「震災特例法」)」において、被災した住宅の居住者(居住予定者)への住宅取得等資金贈与についても、同様の改正がされます。

| | 省エネ等住宅 | 一般住宅 |
|-----------|---------------------------------|-------------------------------|
| 贈与税非課税限度額 | 1,000万円 (震災特例法による場合は1,500万円) | 500万円 (震災特例法による場合は1,000万円) |

【適用時期】 令和6年1月1日より令和8年12月31日まで**3年間延長**

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置(案)

児童福祉法の改正に伴い、直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用対象となる施設が追加されます。



出典: 内閣府の資料に加筆修正

※ 結婚・子育て資金とは、内閣総理大臣が定める次に掲げる費用に充てるための金銭をいいます。

- ① 結婚に際して支出する婚礼(結婚披露を含む)に要する費用、住居に要する費用及び引越に要する費用のうち一定のもの
- ② 妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料のうち一定のもの



【改正点】 児童福祉法の「子育て世帯訪問支援事業及び親子関係形成支援事業に係る施設」に支払うものが追加

【適用時期】 明記なし (児童福祉法等の一部を改正する法律の施行期日は、一部を除き令和6年4月1日)

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

中小企業向け賃上げ促進税制に、繰越控除が新設されました！

中小企業向け賃上げ促進税制が強化されたうえ**3年間延長**され、雇用者給与等支給額の増加額の**最大45%**を法人税などから税額控除し、控除しきれなかった金額がある場合には、**5年間の繰越しが可能となる見込み**です。

税制の概要

本税制は、青色申告書を提出する中小企業者等(※1)が従業員の給与等を増加させた場合、法人税などから一定額を税額控除できる制度です。

| | | 現行制度 | 改正案 |
|---------------------|-------|--------------------------------|---|
| 適用要件(必須) | | 雇用者給与等支給額(※2)が前年度比1.5%以上増加 | 変更なし |
| 税額控除率 | | 雇用者給与等支給額(※2)の増加額の15%を税額控除 | |
| 要件① | | 雇用者給与等支給額(※2)が前年度比2.5%以上増加 | |
| 上乗せ 変更 新設 | 税額控除率 | 雇用者給与等支給額(※2)の増加額の15%を加算 | 教育訓練費が前年対比5%以上増加かつ教育訓練費の額が雇用者給与等支給額(※2)の0.05%以上 |
| | 要件② | 教育訓練費が対前年度比10%以上増加 | |
| | 税額控除率 | 雇用者給与等支給額(※2)の増加額の10%加算 | |
| | 要件③ | — | |
| 控除税率 | | — | 雇用者給与等支給額(※2)の増加額の5%加算 |
| 上乗せ要件をすべて充足した場合の控除率 | | 必須要件と合わせて 40%(=15%+15%+10%) | 必須要件と合わせて 45%(=15%+15%+10%+5%) |
| 新設 | 繰越控除 | — | 要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額を5年間繰越 |
| 控除上限 | | 法人税額(又は所得税額)の20% | |

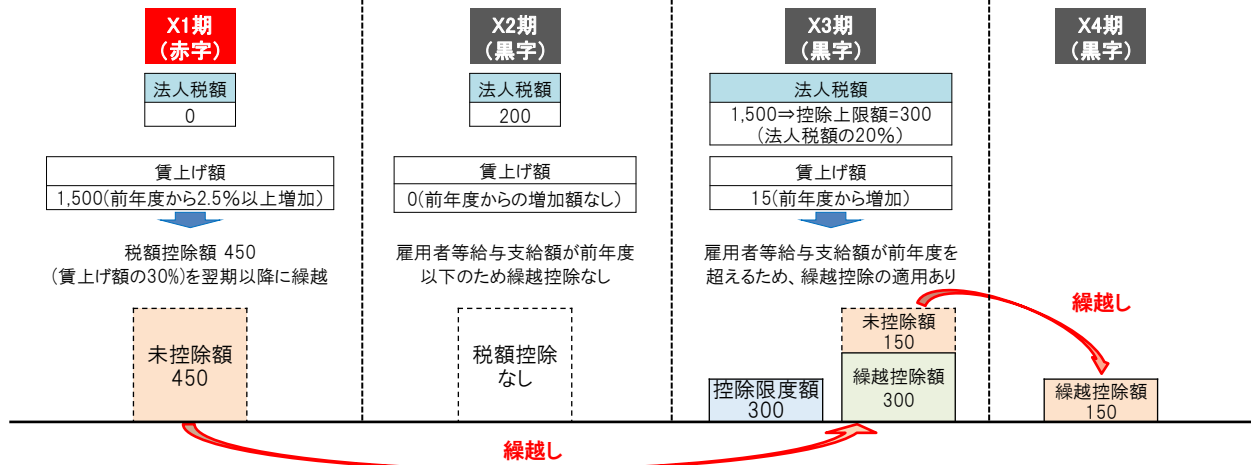
(※1) 資本金1億円以下の法人として一定のもの、農業協同組合が該当します(個人事業主については、従業員数1,000名以下のもの)。

(※2) 適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される全ての国内雇用者に対する給与等支給額を言います(使用人兼務役員を含む役員、役員の特殊関係者、個人事業主と特殊の関係のある者に対するものは除く)。原則として退職金などは除かれます。

(※3) 「くみん認定」とは、子育てサポート企業として、「えるぼし認定」とは女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である企業として受ける認定です。

繰越控除

繰り越された繰越控除額は法人税額が生じ、かつ、雇用者給与等支給額が前年を超える事業年度に控除を受けることができます。



適用時期 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

令和5年12月14日公表の令和6年度税制改正大綱に基づいて作成しています。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容については正確性を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行うときは、事前に弊社担当者までご相談ください。